

ご存知ですか？

太陽光発電設備は、消費税(8%)が還ってくるんです！

手続きをすれば、今からでも  
消費税の還付(8%)を受ける方法があります。  
全国どこからでも対応可能！まずは、無料相談。

還付実績多数。自社(会計事務所)でも太陽光5基700kw運営。  
消費税還付手続き費用は、**完全成功報酬制**。だから安心。  
法人税申告料**8万円**(年間)、消費税申告料**2万円**(年間)と納得の価格。  
※所得税申告料7万円(年間)

Q1:

手続きの方法とは？

法人(会社)を設立し、法人に事業譲渡することで、法人の側で消費税の還付を受ける方法です。

Q2:

どんなメリットがあるの？

以下のようなメリットがあります

- ・消費税の還付・・・(太陽光発電設備の時価の8%)
- ・所得税の節税  
・・・(給与所得控除・退職所得控除による節税ができるため)
- ・法人税の節税  
・・・(小規模企業共済や倒産防止共済を利用できるため)
- ・相続税の節税  
・・・(資産が設備から株式の形に変更になるため)
- ・贈与が簡単にできる  
・・・(資産が設備から株式の形に変更になるため)

Q3:

デメリットもありますか？

以下のようなデメリットが考えられます

- ・売電収入に対する消費税の支払い・・・(3年間のみ)
- ・会社設立費用  
・・・(8万円程度。初年度のみ)
- ・法人住民税の均等割  
・・・(毎年8万円程度)
- ・法人税・住民税の申告費用  
・・・(毎年10万円程度)
- ・地主の承諾が必要  
・・・(借地に設備を設置している場合のみ)

Q4:

損なのか得なのか、よく分かりません

たいていの場合には有利になります。  
有利／不利判定を実施しましょう。  
今なら、無料シミュレーション実施中です。

Q5:

法人設立の方法とか、全く分かりません

みどりクラウド会計にお任せください。  
消費税の還付から法人設立・所得税・法人税節税の無料相談を承っています。



私がお応えいたします！

有利・不利・判定 無料シミュレーション実施中。  
詳細は弊社まで**お問い合わせ**下さい。  
消費税の還付から法人設立・所得税・法人税節税  
の無料相談を承っています。  
担当 税理士 青山 知恵

お問い合わせはコチラ

Skype 無料相談  
サービス無料体験  
お申込みはコチラ

みどり合同税理士法人  
株式会社みどりクラウド会計  
インターネット専門の会計事務所

●お問い合わせ●

0120-963-992  
<http://zeishop.com/>

受付時間 平日 10:00 ~ 17:00 担当：青山